

「福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書」新旧対照表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p style="text-align: center;">福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条 (略) 第1-2条 用語の定義 1～30 (略) <u>31. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> 32. (略) 33. (略) 34. (略) 35. (略) 36. (略) 37. (略) 38. (略) 39. (略) 40. (略) 第1-3条～第1-20条 (略)</p> <p>第1-21条 再委託 1～5 (略) 6 <u>地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合限り、承諾を行うものとする。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1-1条 (略) 第1-2条 用語の定義 1～30 (略)</p> <hr/> <p>31. (略) 32. (略) 33. (略) 34. (略) 35. (略) 36. (略) 37. (略) 38. (略) 39. (略) 第1-3条～第1-20条 (略)</p> <p>第1-21条 再委託 1～5 (略) 6 <u>会計法第29条の3第4項</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合限り、承諾を行うものとする。 (略)</p>

「福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書」新旧対照表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>第 1-22 条～第 1-27 条 (略)</p> <p>第 1-28 条 保険加入の義務</p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならぬ。</u></p> <p>第 1-29 条 (略)</p> <p><u>第 1-30 条 業務情報共有化 (情報共有システム (ASP))</u></p> <p><u>受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u></p> <p><u>また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム (ASP) を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。</u></p> <p><u>なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</u></p> <p>第 2 編 (略)</p>	<p>第 1-22 条～第 1-27 条 (略)</p> <p>第 1-28 条 保険加入の義務</p> <p>— (略)</p> <hr/> <p>第 1-29 条 (略)</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>第 2 編 (略)</p>

「福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書」新旧対照表

改正 (新)	現 行 (旧)
<p>第3編 事業促進型編 第1章 一般的事項 第3-1条 管理技術者 1～3 (略)</p> <p>4 管理技術者は、促進業務の履行に当たり、技術士〔総合技術<u>監</u>理部門 (<u>当該業務に該当する技術部門の</u>選択科目) 又は <u>当該業務に該当する部門 (選択科目)</u>〕、<u>博士 (当該業務に関連する分野)</u>、シビルコンサルティングマネージャー (以下、「RCCM」という。) (<u>当該業務に該当する部門</u>)、<u>土木学会認定土木技術者 (特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)</u> 等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する以下の技術者であり、日本語に堪能 (日本語通訳が確保できれば可) でなければならない。</p> <p>(1) 次の技術部門または選択科目に該当する技術士</p> <p>ア 建設部門 イ 上下水道部門 <u> </u>〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕 ウ 農業部門 <u> </u>〔農業土木〕 <u>または〔農業農村工学〕</u> エ 林業部門 <u> </u>〔森林土木〕 オ 水産部門 <u> </u>〔水産土木〕 カ 機械部門 <u> </u>〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕 キ 電気電子部門 ク 応用理学部門 <u> </u>〔地質〕 ケ 衛生工学部門 <u> </u>〔廃棄物管理〕 コ 総合技術監理部門 (選択科目を上記 (ア～ケ) 各部門の選択科目とするものに限る)</p> <p><u>(2) (1) で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が 10 年以上の「技術士」</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第3編 事業促進型編 第1章 一般的事項 第3-1条 管理技術者 1～3 (略)</p> <p>4 管理技術者は、促進業務の履行に当たり、技術士〔総合技術<u>管</u>理部門 (<u> </u>業務に該当する <u> </u> 選択科目) 又は <u> </u> 業務に該当する部門 <u> </u>〕 <u> </u>、シビルコンサルティングマネージャー (以下、「RCCM」という。) (<u> </u> 業務に該当する部門)) <u> </u> <u> </u> 等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する以下の技術者であり、日本語に堪能 (日本語通訳が確保できれば可) でなければならない。</p> <p>(1) 次の技術部門または選択科目に該当する技術士</p> <p>ア 建設部門 イ 上下水道部門 <u>の</u>〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕 ウ 農業部門 <u>の</u>〔農業土木 <u> </u>〕 エ 林業部門 <u>の</u>〔森林土木〕 オ 水産部門 <u>の</u>〔水産土木〕 カ 機械部門 <u>の</u>〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕 キ 電気電子部門 ク 応用理学部門 <u>の</u>〔地質〕 ケ 衛生工学部門 <u>の</u>〔廃棄物管理〕 コ 総合技術監理部門 (選択科目を上記 (ア～ケ) 各部門の選択科目とするものに限る)</p> <p><u>(2) 博士 (当該業務に関連する学術分野)</u></p> <p>(3) (略)</p>

「福島県農林水産部現場技術業務共通仕様書」新旧対照表

改 正 (新)	現 行 (旧)
<p>(4) 「RCCM の資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM 登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者</p> <p>(5) 国土交通省登録技術者資格に登録されている資格のうち、業務内容に応じた資格保有者</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 「RCCM の資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM 登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者</p> <p>(8) (1) で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が 10 年以上の「技術士」</p>
<p>(9) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 農業農村地理情報システム技士 (地理情報システムに関する業務に限る)</p> <p>(15) 農業水利施設補修工事品質管理士 [コンクリート構造物分野] (農業水利施設補修工事 (コンクリート構造物) の設計・施工に係る業務に限る)</p> <p>(16) 農業用ため池管理保全技士 (農業用ため池に関する業務に限る)</p>	<p>(9) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 農業水利施設補修工事品質管理士 [コンクリート構造物分野] (農業水利施設補修工事 (コンクリート構造物) の設計・施工に係る業務に限る)</p> <p>(15) 農業農村地理情報システム技士 (地理情報システムに関する業務に限る)</p>
<p>第 3-2 条～第 3-31 条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>この仕様書は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>第 3-2 条～第 3-31 条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>